



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日 水 製 薬 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 々 義 廣
(コード番号 4 5 5 0 東 証 第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 井 上 祥 夫
TEL (03) 5846 5611

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 74 期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものです。(変更案第 2 条)

インターネットの普及状況に鑑み、周知性の実質的な向上をはかるとともに公告費用を節減すべく公告方法を電子公告に変更し、併せて事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の措置を定めるものです。(変更案第 5 条)

平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当会社株式の投資家層の拡大と流動性の向上をはかるため、平成 18 年 8 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株へ変更する旨の決議を行いました。(変更案第 9 条第 1 項)

会社法(平成 17 年法律第 86 号)および会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号、以下整備法という)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものです。

- (1) 整備法により、定款に定めがあるとみなされた事項について所要の整備を行うものです。(変更案第 4 条、第 7 条、第 13 条第 1 項)
- (2) 会社法においては、株式の消却が行われても発行可能株式総数が減少しないものとされたため、現行定款第 5 条のただし書きを削除するものです。
- (3) 単元未満株主が有する単元未満株式について、その権利を合理的に定める規定を新設するものです。(変更案第 10 条)
- (4) 株主の利便性、当会社の本店所在地を考慮し、株主総会の開催場所を東京都とする規定を新設するものです。(変更案第 15 条)
- (5) 会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)、会社計算規則(同 13 号)により、株主総会参考書類、事業報告、計算書類それぞれの一部および連結計算書類に係る情報につき、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことが認められたので、これを可能とする規定を新設するものです。(変更案第 18 条)
- (6) 社外取締役および社外監査役に優秀な人材を迎えられるよう、責任限定契約の締結を可能とする規定を新設するものです。(変更案第 29 条、第 36 条)
- (7) 補欠監査役の予選の決議が効力を有する期間を定めることが認められましたので、これに関する規定を新設するものです。(変更案第 32 条)

(8) 退任監査役の補欠として選任された監査役の任期を、退任監査役の任期満了の時までとすることが認められたので、これを可能とする規定を新設するものです。(変更案第 33 条第 2 項)

(9) その他会社法に合わせた引用条文、用語への変更ならびに条文の繰下げなど所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (省 略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医薬品、医薬部外品、試薬および化学薬品の製造、売買ならびに輸出入</p> <p>2.) (省 略)</p> <p>9. (本 店)</p> <p>第 3 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公 告 の 方 法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は東京都において発行される日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(会 社 の 発 行 す る 株 式 の 総 数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 4,400 万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現 行 ど お り)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医薬品、医薬部外品、<u>化粧品</u>、試薬および化学薬品の製造、売買ならびに輸出入</p> <p>2.) (現 行 ど お り)</p> <p>9. (本 店)</p> <p>第 3 条 (現 行 ど お り)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は次の機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公 告 方 法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発 行 可 能 株 式 総 数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は 4,400 万株とする。</p>

現行定款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は商法第 211 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。</p> <p>当社は 1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む、以下同じ)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取りおよび買増しに関する事項、株券の再交付、株式の取扱いに関する手数料その他株式に関する取扱いまたはその手続きについては、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は 100 株とする。</p> <p>当社は第 7 条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む、以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 11 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令およびこの定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券の再交付その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(第 2 章より移設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第 13 条 (省 略)</p> <p>取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 13 条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成、備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務ならびにその他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(第 3 章に移設)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(開催場所)</p> <p>第 15 条 当社は東京都において株主総会を開催する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 16 条 当社の定時株主総会の基準日は毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(議 長)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の有する議決権の数にかかわらず、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主に限る。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (定 員)</p> <p>第 16 条 (省 略) (選 任)</p> <p>第 17 条 (省 略)</p> <p>取締役選任の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(省 略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 18 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 19 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の有する議決権の数にかかわらず、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 20 条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名に限る。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (定 員)</p> <p>第 21 条 (現行どおり) (選 任)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役)</p> <p>第 19 条 <u>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 20 条 <u>取締役会はその決議をもって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会の招集通知は、会日より 5 日前に各取締役および各監査役に対してこれを発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第 22 条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第 23 条 <u>当会社は取締役会の決議により相談役および顧問各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会はその決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等および退職慰労金)</p> <p>第 27 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益および退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第 28 条 <u>当会社は取締役会の決議によって相談役および顧問各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 29 条 <u>当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (定 員)</p> <p>第 24 条 (省 略)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 25 条 (省 略)</p> <p>監査役選任の決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 (定 員)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>監査役選任の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 26 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 27 条 監査役会の招集通知は、<u>会日より 5 日前に各監査役に対してこれを発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第 28 条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 29 条 当会社の営業年度は、<u>毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、その末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第 30 条 当会社の利益配当は、<u>毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。</u></p>	<p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第 32 条 <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 34 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の 5 日前までに各監査役に対してこれを発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役の報酬等および退職慰労金)</p> <p>第 35 条 監査役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>および退職慰労金は、<u>株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 36 条 <u>当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 37 条 当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(期末配当の基準日)</p> <p>第 38 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第 31 条 当社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条の 5 の定めによる金銭の分配(中間配当という)を行うことができる。</p> <p>(配当金支払期間)</p> <p>第 32 条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過するもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</p> <p>未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 39 条 当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(中間配当という)を行うことができる。</p> <p>(配当金支払期間)</p> <p>第 40 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</p> <p>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>第 9 条第 1 項(単元株式数)に係る変更は、平成 18 年 8 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。また、この附則は効力発生の日に削除する。</p>

3. 日程

招集通知発送日 : 平成 18 年 6 月 9 日 (金曜日)
 定時株主総会開催予定日 : 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上